

鬼怒川・小貝川有識者会議規約

(名称)

第1条 本会は、「鬼怒川・小貝川有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「鬼怒川河川整備計画」及び「小貝川河川整備計画」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。
2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3 委員の任期は「鬼怒川河川整備計画」及び「小貝川河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、局長より委任された下館河川事務所長が招集するものとする。
2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第6条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部及び下館河川事務所等に置く。
2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は平成18年12月4日から施行する。